

9. ムダのない医療機関へのかかり方



▶ 時間外受診は医療費が割り増しになります！！

休日や夜間に急病になったとき、診療してくれる医療機関は心強い存在です。しかし、診療時間外に受診すると割増料金がかかることをご存知ですか？

診療時間外や休日、深夜に受診すると**医療費が加算**されるので、急病の時などやむをえない場合を除きできるだけ診療時間内に受診しましょう。

	時間	初診時加算額	再診料加算額
時間外 加算	・平日の午後6時～午前8時 ・土曜日の正午～午前8時	850円 (6歳未満は2,000円)	650円 (6歳未満は1,350円)
休日 加算	・日曜や祝日などの休診日 ・12/29～1/3	2,500円 (6歳未満は3,650円)	1,900円 (6歳未満は2,600円)
深夜 加算	・診療時間外の午後10時～ 翌朝6時	4,800円 (6歳未満は6,950円)	4,200円 (6歳未満は5,900円)

※受診者負担は、上記金額の2割または3割です

▶ 診療所の診察時間内・薬局の営業時間内でも加算がつくことがあります



加算の種類	加算の時間帯	加算額
診療所の夜間・早朝等加算 診療所の診療時間内でも、右記の時間に診療した場合に、初・再診料に加算される。	・平日の午後6時～午前8時 ・土曜日の正午～午前8時 ・日曜、祝日	500円
調剤薬局の夜間・休日等加算 薬局の営業時間内でも、右記の時間に調剤した場合に、調剤料に加算される。	・平日の午後7時～午前8時 ・土曜日の午後1時～午前8時 ・日曜、祝日	400円

※受診者負担は、上記金額の2割または3割です

子ども医療電話相談事業（#8000事業）をご存知ですか？

- 休日・夜間のこどもの症状にどのように対応したら良いのか、判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。
- 「#8000」に電話することで、お住いの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からアドバイスを受けられます。

